



県民まちなみ緑化事業

－ 県民のみなさんが行う緑化活動を支援します！ －



令和3年度 募集案内



募集期間

4月1日（木）～11月30日（火）

【募集期間内でも予定額を超えた場合、受付を締め切りますので、予めご了承ください。】

兵 庫 県

目 次

1	事業の内容	1
2	事業の仕組み	1
3	事業区分	2
4	補助対象地域	3
5	補助対象者	4
6	補助条件(共通)	5
7-1	事業別の補助内容【一般緑化】	
①	植栽	7
②	生垣	9
③	修景	9
7-2	事業別の補助内容【校庭の芝生化、ひろばの芝生化】	
①	校庭の芝生化	10
②	ひろばの芝生化	11
7-3	事業別の補助内容【駐車場の芝生化】	12
7-4	事業別の補助内容【建築物の屋上緑化・壁面緑化】	13
7-5	事業別の補助内容【都心緑化】	14
8	申し込み	15
9	土地(建築物)所有者等との使用承諾及び維持管理協定について	16
10	維持管理について	17
11	表示板の設置について	18
12-1	手続の流れ【一般緑化、校庭の芝生化、ひろばの芝生化】	19
12-2	手続の流れ【駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、都心緑化】	20
13	よくある質問	21
14	問い合わせ先	23

■ 申請書類の記載方法、記載例は、「県民まちなみ緑化事業 申請手続の手引」(別冊)をご覧ください。

■ 募集案内、申請書類等は以下の兵庫県ホームページからダウンロードできます。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html

令和3年度 県民まちなみ緑化事業

検索



1 事業の内容

兵庫県では都市における環境の改善や防災性の向上などを目的とし、県民緑税を活用して県民のみなさんによる植樹や芝生化などの緑化活動に要する経費の補助を行っています。

【事業の効果】

- 1 環境効果：地表面温度の低下によるヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の低減、地球温暖化防止などの効果があります。
- 2 景観効果：景観の向上やまちなみ形成への貢献などの効果があります。
- 3 防災対策：樹木による延焼防止や都市の水害発生リスク低減などの効果があります。
- 4 その他の効果：環境学習やコミュニティ形成などの効果があります。

2 事業の仕組み

県民のみなさんによる緑化活動を支援します。

このため、県民のみなさんに苗木・芝生・肥料等の緑化資材の購入や植栽作業を行っていただき、植栽完了後にこれらの緑化活動に要した経費を補助します。

また、植栽後の維持管理については、県民のみなさんに行っていただきます。



子どもたちによる樹木の植栽風景



保護者と子どもたちによる芝張り風景



住民による芝張り風景



維持管理に必要な芝刈り機も補助します。

3 事業区分

県民まちなみ緑化事業は、①一般緑化、②校庭の芝生化、③ひろばの芝生化、④駐車場の芝生化、⑤建築物の屋上緑化・壁面緑化、⑥都心緑化の 6 種類に区分されます。

[各事業の概要]

① 一般緑化（植栽、生垣、修景）

- ・植 栽：公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等での植樹
 - ・生 垣：戸建て住宅、マンション等での生垣の設置
 - ・修 景：土石採取跡地、廃自動車置き場等での修景緑化
- ▶30 ㎡以上から対象で、最大 400 万円まで補助（7～9 頁参照）



② 校庭の芝生化、③ひろばの芝生化

- ・校庭の芝生化：学校の校庭、幼稚園・保育園等の園庭の芝生化
- ▶30 ㎡以上から対象で、最大 800 万円まで補助（10 頁参照）
- 校庭の芝生化で井戸・ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合、さらに最大 200 万円まで加算します。
- （井戸：最大 60 万円、ポップアップ式スプリンクラー等：最大 140 万円）
- ・ひろばの芝生化：公園、広場、グラウンド等の芝生化
- ▶30 ㎡以上から対象で、最大 400 万円まで補助（11 頁参照）



④ 駐車場の芝生化

- ・公民館、商業施設、工場、マンション、事務所等の駐車場
または月極駐車場の芝生化
- ▶30 ㎡以上から対象で、最大 375 万円まで補助（12 頁参照）



⑤ 建築物の屋上緑化・壁面緑化

- ・商業施設、学校、病院、マンション、工場等の屋上緑化（芝生・植樹）
又は壁面緑化（基盤造成型、登はん・下垂型）
- ▶30 ㎡以上から対象で、最大 250 万円まで補助（13 頁参照）



⑥ 都心緑化

- ・人口集中地区内の駅周辺の公共性が高い都心空間を豊かにする
緑化
- ▶1,000 ㎡以上から対象で、最大 2,500 万円まで補助（14 頁参照）



4 補助対象地域

住民団体が公共用地^{※1}で実施する場合

- ・都市計画法第5条に規定する都市計画区域
- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)第9条第1項第3号に規定する「さとの区域」及び同第4号に規定する「まちの区域」(これらに準ずる区域^{※2}も含む。)

個人・法人等が実施する場合

以下の補助対象地域のうち、個人・法人等が行う緑化は人口集中地区^{※3}で行うものを優先して支援します。

- ・都市計画法第7条に規定する市街化区域
- ・都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち、都市計画法施行条例第4条に規定する指定区域(開発指定区域)及び同第8条に規定する特別指定区域
- ・都市計画法第8条に規定する用途地域が定められた区域
- ・緑条例第9条第1項第4号に規定する「まちの区域」(これらに準ずる区域^{※2}も含む。)

※まちの区域以外でも、同条例第9条第2項に規定する区域(地域特性区域)及び同第31条第1項に規定する地区整備計画を定めた区域(計画整備地区)内、又は、市町が条例等で土地利用計画を定めた区域内で、まちの区域と同程度の建築物が連たんする区域については対象となります。

- ・上記区域外の旧住宅地造成事業法完了団地、地区計画を定めた住宅団地

▶ただし、校園庭(学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭)の芝生化は県下全域を対象とします。

☞ご不明な場合は、県又は市町の緑化担当課(23、24頁参照)までお問い合わせください。

▶また、都心緑化は人口集中地区内の駅周辺(概ね半径1km圏内)の区域を対象とします。

☞ご不明な場合は、県庁都市政策課(23頁参照)までお問い合わせください。

※1 公共用地とは公有地又は不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地を言います。

※2 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)第9条第2項に規定する区域(地域特性区域)及び同第31条第1項に規定する地区整備計画を定めた区域(計画整備地区)内で、「まちの区域」又は「さとの区域」に準ずる区域と認められる区域は対象となります。

※3 人口集中地区:統計データに基づいて定めた都市的地域で、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域(国勢調査結果より設定)

5 補助対象者

県民まちなみ緑化事業の補助対象者は、次の①住民団体、②個人又は法人等、③芝生化実行委員会、④協議会となります。

また、国、地方公共団体、公社等は補助対象者となることができません。

① 住 民 団 体

以下のいずれかの要件を満たす住民団体

- ・構成員がおおむね 10 名以上で、年間を通じて恒常的に活動している自治会、婦人会、老人会、PTA など地域を基盤として活動する団体
- ・構成員がおおむね 10 名以上で、地域住民の参画により緑化など一定のテーマを目的として活動に取り組む団体

○住民団体に該当する例

- ・地域を基盤として活動している団体(自治会、婦人会、老人会、マンション管理組合、PTA 等)
- ・地域住民が構成員に参画し、緑化等を目的として活動する住民グループや NPO 法人 等

× 住民団体に該当しない例 (ただし、下記「②個人又は法人等」に該当すれば申請できます。)

- ・地域住民が構成員に参画していない NPO 法人・テナント会、社員有志による緑化グループ 等

② 個人又は法人等

100 ㎡以上(人口集中地区では 30 ㎡以上)の緑化可能な土地を所有・管理する個人又は法人等

③ 芝生化実行委員会

校園庭の芝生化、ひろばの芝生化では、芝生化箇所の利用・維持管理を複数の方、団体で行う場合、これらの方、団体、土地所有者などで構成される団体(芝生化実行委員会)を設けてください。

芝生化実行委員会を設ける必要がある場合の例

- ・校園庭の芝生化で、芝生化した校庭の利用・維持管理を学校と PTA で行う場合
(この場合、学校と PTA で設けた芝生化実行委員会が補助対象者となります。)
- ・ひろばの芝生化で、芝生化した公園の利用・維持管理を、自治会、老人会で行う場合
(この場合、自治会、老人会、土地所有者又は管理者で設けた芝生化実行委員会が補助対象者となります。)

④ 協議会

都心緑化では、法人、個人、住民団体及び市町等で構成される団体(協議会)を設けてください。

6 補助条件（共通）

条件 1 事業実施箇所が、**外部から視認可能**^{※1} 又は、**一般の県民が利用可能**^{※2} な位置にあることが必要です。

※1 外部から視認可能とは

事業実施箇所から近景域(概ね 400m 以内)にある道路、公園、公開空地等の公共的施設から概ね 50%以上の緑化面積が視認できる箇所を言います。

※2 一般の県民が利用可能とは

- 土地又は建築物の所有者(管理者)以外の県民が自由に立ち入ることができる状態にある箇所を言います(管理者等の承諾を得て立ち入ることができる場合も含みます。)
- また、建築物の屋上緑化の場合、事業実施箇所に通じる通路、階段等に表示板(P18 参照)を設置し、建物管理者等の了解のもと、必要に応じて、鑑賞できる状態であれば構いません。

[参 考 | 事業実施箇所の補助対象の可否について]

Q 学校の中庭で一般緑化の補助により植樹をしたいと考えています。

中庭は、公道から視認することはできませんが、学校の承諾を得た場合、県民が立ち入り、鑑賞できることとした場合、事業の対象となりますか？

A 県民まちなみ緑化事業では、事業実施箇所が外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものが補助対象となります。

おたずねの中庭の場合、一般の県民が利用可能と取り扱い、補助対象となります。

この場合、学校の出入口付近に、事業実施箇所への立入及び鑑賞が可能である旨の表示を行ってください(18 頁参照)。

条件 2 次の法令により整備が義務付けられた緑化は、補助の対象となりません。

- ・工場立地法
- ・環境の保全と創造に関する条例
- ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例
- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例
- ・都市計画法に基づく開発許可

- ・敷地面積、建築面積が 1,000 m² 以上の場合は、緑化義務がある場合がありますので、事前に県又は市町の担当課(23, 24 頁)へお問い合わせください。
- ・なお、緑化義務がある場合、既存の緑地箇所及び面積が分かる図面を提出していただく場合があります。

[参 考 | 敷地の緑化義務がある場合の補助対象の可否について]

Q 工場の敷地に一般緑化の補助により植樹をしようと考えています。

工場の敷地は 2,000 m²で既存の緑地が 500 m²あります。

今回、県民まちなみ緑化事業によりさらに新しく 150 m²の緑地を設ける予定です。

この新たに設ける緑地は補助対象となりますか？

【工場の概要】

市街化区域内、工場建設年：平成 20 年、敷地面積：2,000 m²、建ぺい率：60%

A おたずねの場合、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」により、次のとおり敷地の緑化義務が課せられています。

[同条例による敷地の緑化義務面積]

○ 空地面積(敷地面積×(100-建ぺい率))の50%以上((同条例118条の2、規則42条の2(別表17))

○ よって、当工場の緑化義務面積は、2,000 m²×(100%-60%)×50%=400 m² となります。

既存緑地が 500 m²あることから、当工場は既に緑化義務面積を充足しています。

したがって、今回新たに設ける 150 m²の緑地は、緑化義務の範囲を超える緑化となりますので、補助対象となります。

敷地面積や建築年、区域等により緑化義務面積は異なります。

詳細は県又は市町担当課(23、24 頁)までお問い合わせください。

条件 3 販売用資産等において、販売目的で緑化するものは補助の対象となりません。

例) 分譲マンション業者によるマンション敷地の緑化や駐車場の芝生化

建売業者による戸建て住宅等の生垣設置や緑化

条件 4 住民団体及び芝生化実行委員会は、原則として、補助金申請前に花と緑の専門家による講習会を受講していただく必要があります。

ただし、補助金申請のスケジュール上、やむを得ない場合、申請後の受講も可とします。

また、個人、法人等での補助金申請の場合は受講の義務はありませんが、必要に応じて受講することはできます。

条件 5 **【県民まちなみ緑化事業検討委員会の事前審査】**

「建築物の屋上緑化・壁面緑化」については、緑化の専門家等で構成される「県民まちなみ緑化事業検討委員会」の事前審査を受ける必要があります。

なお、内容によっては補助にあたり条件を付けることや、補助金による緑化の実施が認められないことがあります。また、応募件数が多数の場合は、予算額の範囲内で件数の絞り込みを行うことがありますので、あらかじめご承知置きください。

※注意事項

建築物の屋上緑化・壁面緑化に限らず、県民まちなみ緑化事業実施要領第15条第2項(1)(2)(3)のいずれかに該当するときは、検討委員会の事前審査を受ける必要がありますのでご注意ください。その場合の手続きについては、建築物の屋上緑化・壁面緑化と同様(20 頁手続の流れ参照)になりますので、ご承知置きください。

詳細については、担当課(23 頁問い合わせ先参照)にお問い合わせください。

(参考) 県民まちなみ緑化事業実施要領第 15 条第2項

(1) 要綱で定める限度額(総額)を超えるもの

(2) 特殊な樹木、技術等を使用するもの

(3) その他、技術的な観点等から計画の妥当性について検討が必要なもの

7-1 事業別の補助内容【一般緑化(①植栽、②生垣、③修景)】

① 植栽

公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等で植樹を行う住民団体等に対し、緑地整備に要する費用を補助します。また、アスファルト舗装など、地植えが困難な場所ではプランターを使用した緑化に要する費用を補助します(8頁参照)。

項 目	住 民 団 体 が 公 共 用 地 ※ 3 で 実 施	個 人 ・ 法 人 等 が 実 施
補助条件	最小規模: 30 m ² 以上	人口集中地区 ……最小規模: 30 m ² 以上 人口集中地区外……最小規模: 100 m ² 以上
対象経費 及び 補助金額	緑地整備に要する次の費用を補助(①、②) <u>① 緑化資材費</u> ・苗木(高木・中木・低木) (部分的な場合は、草本類(多年草)も対象となります。 ただし、一年草は対象ではありません。) ・肥料、土壌改良材(普通化成、パーク堆肥、真砂土等) ・支柱(鳥居支柱、生垣支柱 等) ・プランター※4 ・維持管理に最低限必要な用具類(ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等) ・その他、緑地整備に必要な資材 (マルチング材、樹木のネームプレート、防草シート、土留め材、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 <u>② 施工費(住民団体による施工が困難な工事)</u> ・重機が必要な工事 ・住民団体による施工が危険な工事 ・専門業者の施工が一般的な工事(高・中木の植樹、土壌改良) 等 ただし、低木の植栽手間は除きます。	緑地整備に要する費用の <u>1 / 2 以内を補助</u>
補 助 限 度 額	8,000 円/m ² × 緑化面積(m ²) ※最大 400 万円	5,000 円/m ² × 緑化面積(m ²) ※最大 250 万円

※3 公共用地とは

→ 以下のような土地を言います。

- ① 公有地
- ② 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地

例)・公園、道路、河川敷、公立学校等

・自治会が所有する集会所の敷地

・近隣住民が自由に立ち入ることができる共同住宅や寺社等の敷地 等

※4 プランター緑化について

- ・プランター緑化の費用は、補助限度額の範囲内で、㎡限度額によらず実費相当額を補助します(住民団体:30万円/基 まで、個人・法人等:15万円/基 まで)。
- ・苗木、培養土、肥料、土壌改良材、表示板、施工費のほか、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等も補助対象になります。
- ・プランターは、1基あたりの容量が概ね 100 リットル以上のものに限りです。
- ・最低3基より、補助対象になります。
- ・原則として植栽場所がアスファルト舗装等のため、地植えが困難な場所で緑化する場合に限りです。

項 目	住 民 団 体 が 公 共 用 地 ※ 3 で 実 施	個 人 ・ 法 人 等 が 実 施
補助条件	最低3基以上 1基あたりの容量が概ね 100 リットル以上	
設置可能箇所	地植えが困難な場所	
対象経費 及び 補助金額	プランター緑化に要する次の費用を補助(①、②) ① 緑化資材費 ・プランター ・苗木(高木・中木・低木) (部分的な場合は、草本類(多年草)も対象となります。 ただし、一年草は対象ではありません。) ・培養土、肥料、土壌改良材(普通化成、バーク堆肥、真砂土 等) ・支柱(鳥居支柱、生垣支柱 等) ・維持管理に最低限必要な用具類(ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等) ・その他、緑地整備に必要な資材 (マルチング材、樹木のネームプレート、防草シート、土留め材、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費(住民団体による施工が困難な工事) ・重機が必要な工事 ・住民団体による施工が危険な工事 ・専門業者の施工が一般的な工事(高・中木の植樹、土壌改良) 等 ただし、<u>低木の植栽手間は除きます。</u>	
補 助 限 度 額	30 万円/基 ※最大 400 万円	15 万円/基 ※最大 250 万円

プランター緑化に要する費用の
1 / 2 以 内 を 補 助

② 生 垣

戸建て住宅やマンション等での生垣の設置に要する費用を補助します。

項 目	内 容
対 象 者	住民団体、個人・法人等(マンション管理組合も対象)
補 助 条 件	○ 道路に面した土地であること ○ 延長 5m 以上とすること ○ 植栽間隔:2~3 本/m(樹高 1m 程度の常緑樹) ▶ 戸建て住宅等の生垣設置は、2 戸以上連たんする敷地が対象
対 象 経 費 及び 補 助 金 額	生垣設置に要する費用の <u>1 / 2 以 内 を 補 助</u>
補 助 限 度 額	5,000 円/m × 生垣延長(m) ※最大 75 万円

③ 修 景

土石採取跡地や廃自動車置き場等の周囲の景観を著しく害するような土地で修景を図ることを目的に行われる緑化に対して、必要な緑化資材費を補助します。

項 目	内 容
対 象 者	住 民 団 体
補 助 条 件	樹木の植栽本数 高木の場合: 10 本以上 低木の場合: 100 本以上 (高木と低木が混在する場合、高木 1 本を低木 10 本に換算)
対 象 経 費 及び 補 助 金 額	修景緑化に要する <u>緑化資材費</u> を補助 ・苗木(高木・低木) (部分的に植栽する多年草の草本類は対象ですが、一年草は対象ではありません。) ・支柱(鳥居支柱、生垣支柱 等) ・肥料、土壌改良材(普通化成、バーク堆肥、真砂土 等) ・維持管理に最低限必要な用具類等(ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等) ・その他、緑地整備に必要な資材(マルチング材、プランター、防草シート、土留め材 等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板
補 助 限 度 額	最大 100 万円



地域住民による植栽の事例



地域の公園で低木をリニューアルした事例

7-2 事業別の補助内容【①校庭の芝生化、②ひろばの芝生化】

① 校庭の芝生化（校庭の芝生化は県下全域が対象です）

学校の校庭や幼稚園・保育園等の園庭の芝生化に要する費用を補助します。

▶ スプリンクラー（ポップアップ式に限る）、井戸等を設置する場合、

合計最大 200 万円まで加算します。

▶ 井戸を設置する場合、災害等に備え手押しポンプを併設することを推奨します。

項 目	芝生化実行委員会*が実施 （*PTA等の団体と学校等とで構成された団体）	私立の学校、幼稚園、保育園等が実施 （芝生化実行委員会を設け、実施箇所を公開する場合、左記のとおり）
補助条件	・最小規模:30㎡以上 ・公立の学校、幼稚園、保育園等 又は、 実施箇所が公開されている※5 私立の学校、幼稚園、保育園等で実施	人口集中地区・・・最小規模:30㎡以上 人口集中地区外・・・最小規模 100㎡以上
対象経費 及び 補助金額	芝生化に要する次の費用を補助(①、②) ① 緑化資材費 ・芝生等多年草 （野芝、ティフトン芝、高麗芝等） ・肥料、土壌改良材 （普通化成、パーク堆肥、真砂土等） ・維持管理に最低限必要な用具類 （芝刈機、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー、ホース、バケツ、シャベル等） ・その他、芝生化に必要な資材（土留め材等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費 ・掘削、整地 ・発生土処分工 ・土壌改良 ・整地転圧工 ・砂敷均し 等 ただし、芝張りに係る施工費は原則、対象外です。 <u>傾斜地など自主施工困難な場合のみ対象とします。</u>	芝生化に要する費用の <u>1/2 以内を補助</u>
補助 限度額	30㎡以上 100㎡未満:4,000円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上 300㎡未満:3,200円/㎡×芝生化面積(㎡) 300㎡以上 :2,400円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大 800 万円	30㎡以上 100㎡未満:2,500円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上 300㎡未満:2,000円/㎡×芝生化面積(㎡) 300㎡以上 :1,500円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大 500 万円
初期施設等 費用加算	・ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合は以下の額を加算 $700 \text{ 円/㎡} \times \text{芝生化面積(㎡)}$ ※最大 140 万円 加算後の㎡単価 30㎡以上 100㎡未満:4,700円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上 300㎡未満:3,900円/㎡×芝生化面積(㎡) 300㎡以上 :3,100円/㎡×芝生化面積(㎡)	・ポップアップ式スプリンクラー等を設置する場合は以下の額を加算 $350 \text{ 円/㎡} \times \text{芝生化面積(㎡)}$ ※最大 70 万円 加算後の㎡単価 30㎡以上 100㎡未満:2,850円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上 300㎡未満:2,350円/㎡×芝生化面積(㎡) 300㎡以上 :1,850円/㎡×芝生化面積(㎡)
	・井戸を設置する場合は以下の額を加算 最大 60 万円	・井戸を設置する場合は以下の額を加算 最大 30 万円

※5 実施箇所が公開されている私立学校等とは

- 地域住民が校庭を無料で利用することが可能であること
- 地域住民に定期的に(少なくとも年4回程度)校庭を開放していること

【該当する例】

- ・地域のイベントや祭り等の会場として、定期的に地域住民に対し校庭を無料で貸し出している場合
- ・幼稚園や保育園で、園児以外の子どもを対象に定期的に園庭開放を無料で実施している場合 等

② ひろばの芝生化

公園、広場、グラウンド等の芝生化に要する費用を補助します。

▶ひろばの芝生化では、スプリンクラーや井戸等の初期施設等費用の加算はありません。

項 目	住 民 団 体 等 * が 公 共 用 地 ※ 6 で 実 施	個 人 ・ 法 人 等 が 実 施
補助条件	最小規模: 30 m ² 以上	人口集中地区 …最小規模: 30 m ² 以上 人口集中地区外…最小規模: 100 m ² 以上
対象経費 及び 補助金額	芝生化に要する次の費用を補助 ① 緑化資材費 ・芝生等多年草 (野芝、ティフトン芝、高麗芝 等) ・肥料、土壌改良材 (普通化成、バーク堆肥、真砂土 等) ・維持管理に最低限必要な用具類 (芝刈機、スプリンクラー、灌水チューブ、 タイマー、ホース、バケツ、シャベル 等) ・その他、芝生化に必要な資材(土留め材 等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費 ・掘削、整地 ・発生土処分工 ・土壌改良 ・整地転圧工 ・砂敷均し 等 ただし、芝張りに係る施工費は原則、対象外です。 傾斜地など自主施工困難な場合のみ対象とします。	芝生化に要する費用の <u>1 / 2 以内を補助</u>
補 助 限 度 額	30 m²以上 100 m²未満: 4,000 円/m²×芝生化面積(m²) 100 m²以上 300 m²未満: 3,200 円/m²×芝生化面積(m²) 300 m²以上 : 2,400 円/m²×芝生化面積(m²) ※最大 400 万円まで	30 m²以上 100 m²未満: 2,500 円/m²×芝生化面積(m²) 100 m²以上 300 m²未満: 2,000 円/m²×芝生化面積(m²) 300 m²以上 : 1,500 円/m²×芝生化面積(m²) ※最大 250 万円まで

* 芝生化箇所の利用・維持管理を複数の方、団体で行う場合、これらの方、団体、土地所有者などで構成される団体(芝生化実行委員会)を設けてください(4 頁参照)。

※6 公共用地とは

- ① 公有地
- ② 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地

例)・地域の公園、地区のグラウンド

- ・自治会が所有する集会所、公民館の敷地
- ・近隣住民が自由に立ち入ることができる広場 等



自ら芝張りを行うことで愛着がわきます。芝生の上で安心して外遊びができます。

地域の方の憩いの場となります。

7-3 事業別の補助内容【駐車場の芝生化】

駐車場の芝生化を行う所有者や管理者等に対し、芝生化に要する費用を補助します。

項 目	住 民 団 体 が 公 共 用 地 ※ 7 で 実 施	個 人 ・ 法 人 等 が 実 施
補 助 条 件	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上
	駐車区画等の緑化率: 概ね 50%以上	駐車区画等の緑化率: 概ね 50%以上
対 象 経 費 及 び 補 助 金 額	駐車場の芝生化に要する次の費用を補助 ① 緑化資材費 ・芝生等多年草(セダム等多肉植物やコケ類は除きます。) ・肥料、土壌改良材、砕石、敷砂 等 ・芝生等保護材(コンクリートブロック、プラスチックマット 等) ・維持管理に最低限必要な用具類等 (ホース、バケツ、シャベル、芝刈機、スプリンクラー、 灌水チューブ、タイマー 等) ・その他、必要な資材(車止め、区画線ブロック 等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費(上限:①緑化資材費×0.25) ・アスファルト撤去(アスファルト敷の場合) ・路盤工 ・透水シート敷設工 ・張芝工 ・芝生保護材敷設工 ・車止め、区画線設置工 等	駐車場の芝生化に要する費用の <u>1/2 以内を補助</u>
補 助 限 度 額	15,000 円/㎡ × 芝生化面積(㎡) ※最大 375 万円	10,000 円/㎡ × 芝生化面積(㎡) ※最大 250 万円

※7 公共用地とは

- ① 公有地
- ② 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地

例)・自治会が所有する集会所、公民館の駐車場敷地

・近隣住民が自由に駐車することができるなど、公共性があると認められる駐車場敷地 等



コンクリートブロックを用いた事例



車輪部を補強している事例



プラスチックマットを用いた事例

7-4 事業別の補助内容【建築物の屋上緑化・壁面緑化】

① 建築物の屋上緑化

建築物の屋上緑化を行う所有者や管理者等に対し、緑化に要する費用を補助します。

項 目	樹 木 による屋上緑化	芝 生 等 多 年 草 による屋上緑化 (セダム等多肉植物、コケ類は除きます。)
補 助 条 件	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上 土 壌 厚: 30cm 以上	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上
対 象 経 費 及び 補 助 金 額	屋上緑化に要する費用の <u>1 / 2 以 内 を 補 助</u>	屋上緑化に要する費用の <u>1 / 2 以 内 を 補 助</u>
補 助 限 度 額	25,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円	10,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円

② 建築物の壁面緑化

建築物の壁面緑化を行う所有者や管理者等に対し、緑化に要する費用を補助します。

項 目	基 盤 造 成 型 による壁面緑化 (木本類又は多年草 (セダム等多肉植物、コケ類は除きます。))	登 は ん ・ 下 垂 型 による壁面緑化 (ツル性植物(木本類又は多年草))
補 助 条 件	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上 (壁面の誘引資材の面積) ・横 幅 : 10m 以上 ・植栽間隔 : 3~5 本/m
対 象 経 費 及び 補 助 金 額	壁面緑化に要する費用の <u>1 / 2 以 内 を 補 助</u>	壁面緑化に要する費用の <u>1 / 2 以 内 を 補 助</u>
補 助 限 度 額	25,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円	5,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 75 万円



基盤造成型の壁面緑化の事例



登はん型の壁面緑化の事例



芝生による屋上緑化の事例

7-5 事業別の補助内容【都心緑化】

都心緑化計画に基づき、公的空間を豊かにする緑化を行う協議会に対して、緑化に要する費用を補助します。

項 目	協 議 会 が 実 施 (協議会:法人、個人、住民団体及び市町等で構成される団体)
補 助 条 件	・最小規模: 1,000 m²以上(緑地と一体的に形成する緑化空間) ・協議会が策定した「都心緑化計画」に基づく公的空間を豊かにする緑化であることが条件です。 都心緑化計画には、協議会の構成員及び役割分担、テーマ性や特色を明示した緑化整備計画、維持管理計画、資金計画等を記載して下さい。 ・道路管理者が法令等に基づく管理権限で行う道路内の保全や歩行者、自転車の安全確保、騒音等の環境対策上必要な緑化(並木、植樹帯)の区域でないことが条件です。
対 象 経 費 及 び 補 助 金 額	都心緑化に要する費用の <u>1/2 以内を補助</u>
補 助 限 度 額	最大 2,500 万円 (m ² 限度額の設定なし)



地域の環境改善にも役立っています。



まちなかに日本一の里山風景が創出されています。

8 申し込み

① 交付申請書の提出

建築物の屋上緑化・壁面緑化は、申請書提出前に、県庁都市政策課に補助金交付協議書を提出してください(詳細は 16 頁②参照)。

その他のメニューは、原則として協議書の提出は不要ですが、検討委員会の事前審査が必要となる場合には提出する必要がありますのでご注意ください(詳細は 16 頁②参照)。

(1) 提出先:市町の緑化担当課(24 頁参照)

(2) 提出期間:令和 3 年 4 月 1 日(木)～11 月 30 日(火)

○ 募集期間内でも予定額を超えた場合、受付を締め切りますので、予めご了承ください。

(3) 提出部数:原本 1 部、写し 2 部 (計 3 部)

(4) 提出書類

○県民まちなみ緑化事業補助金交付申請書(様式第 1 号の 1)

○添付書類①～⑧ (一部、不要な場合があります。)

- ① 事業計画書(指定様式)
- ② 実施箇所の位置図、現況写真
- ③ 計画図、数量計算書
- ④ 土地所有者等の使用承諾書兼維持管理協定書の写し(自己所有地で実施の場合等は不要)
- ⑤ 業者からの見積書の写し(1 社。経費の内訳が分かる書類を添付してください。)
- ⑥ 債権者登録書(指定様式)、通帳の写し
- ⑦ 概算払理由書(指定様式)(概算払による補助金の交付を希望する場合のみ必要※下記参照)
- ⑧ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(指定様式)

【補助金交付時期について】

- ・県からの補助金は、緑地整備が完了し、申請者が施工業者へ工事代金の支払を済ませた後に交付することを原則とします。
- ・しかし、住民団体で手持ち資金がないなどの理由で、補助金受領前に施工業者へ工事代金を支払うことができない場合、工事代金支払前であっても概算払による補助金の交付を受けることができます。
- ・概算払による補助金の交付を希望する場合、申請時に「⑦概算払理由書」をご提出ください。
- ・また、この場合、工事完了後、または概ね工事が完了し、施工業者からの請求金額が確定した後に、補助金支払請求書(指定様式)を提出してください。

(5) その他

- 補助申請額は、千円未満の端数を切り捨ててください。
- 補助金交付決定後に緑化工事に着手し、完了後 30 日以内(最終:提出先の県民局又は県庁等が別途指定する期日まで)に実績報告書を提出してください。
- 補助金をこの事業以外の目的に使用したり、事業の内容を偽るなど不正があった場合については、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。なお、すでに補助金を受領しているときは、返還していただきます。

② 交付協議書の提出【建築物の屋上緑化・壁面緑化のみ】

- 建築物の屋上緑化・壁面緑化は、①の申請書提出前に、県庁都市政策課※に補助金交付協議書を提出してください。

※その他のメニューで、協議書の提出が必要な場合の提出先は以下の通りです。

一般緑化、校庭の芝生化、ひろばの芝生化：県民局土木事務所等
駐車場の芝生化、都心緑化：県庁都市政策課

- 県民まちなみ緑化事業検討委員会の事前審査により、補助金による緑化の実施が「可」とされた事業についてのみ、①の交付申請書を提出することができます。（6 頁「条件5」参照）

(1) 提出先：兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課※（23 頁参照）

(2) 提出期間：①(2)「提出期間」と同じ

(3) 提出部数：原本 1 部、写し 1 部（計 2 部）

(4) 提出書類：次の書類を直接又は郵送（当日消印有効）で県庁都市政策課※へご提出ください。

■ 県民まちなみ緑化事業補助金交付協議書（様式第 1 号の 6）

■ 添付書類①～⑥（一部、不要な場合があります。）

- ① 事業計画書（指定様式）
- ② 実施箇所の位置図、現況写真
- ③ 計画図、数量計算書
- ④ 土地所有者等の使用承諾書兼維持管理協定書の写し（自己所有地で実施の場合等は不要）
- ⑤ 業者からの見積書の写し（1 社。経費の内訳が分かる書類を添付してください。）
- ⑥ 県民まちなみ緑化事業（屋上緑化）に係る確認書（屋上緑化の場合のみ）

- ・申請書類の記載方法、記載例は「県民まちなみ緑化事業 申請手順の手引」（別冊）をご覧ください。
- ・「申請手順の手引」や申請書類などは以下の兵庫県ホームページからダウンロードできます。

令和3年度 県民まちなみ緑化事業

検索



9 土地（建築物）所有者等との使用承諾及び維持管理協定について

- 自己所有の土地又は建築物（以下「土地等」と言います。）で実施の場合は不要です。
〔実施箇所が自己所有の土地等でない場合でも、土地等の所有者が申請団体の構成員である場合や申請者が土地等の所有者と賃貸借契約を締結している場合など、申請者（団体）が、実質的に事業実施箇所の使用権限がある場合は不要です。〕
- 自己所有地でない土地等で、県民まちなみ緑化事業を実施する場合、土地等の所有者又は管理者の承諾を得た上で、緑地の維持管理に関する役割分担を明確にするため、維持管理に関する協定を締結してください。
- 維持管理協定書の様式は任意とします。申請時に協定書の写しを提出してください。
（作成例は「県民まちなみ緑化事業 申請手順の手引」をご覧ください。）

10 維持管理について

- 県民まちなみ緑化事業を活用して植栽した樹木や整備した緑地については、申請者の責任により計画的な維持管理を行い、長期的な維持に努めてください。

申請団体の代表者又は担当者が代わった場合は、団体内で適切に引継ぎ等を行い、長期的な維持に努めてください。

- そのため、事前に関係者・関係団体や施工業者等と十分に協議をした上で、維持管理に関する計画を作成し、補助金交付申請時に「県民まちなみ緑化事業計画書」を提出してください。

(記入例は、「県民まちなみ緑化事業 申請手続の手引」をご覧ください。)

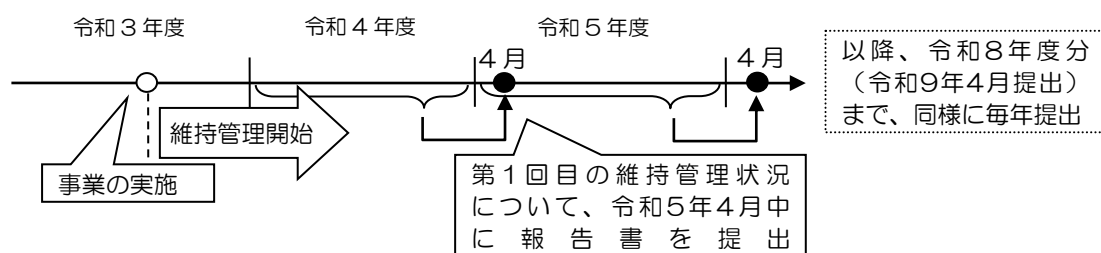
- また、施工業者は、施工後の維持管理面も考慮し、選定することが望ましいと考えます。

(地元業者で困ったときすぐに質問できる。枯れ補償などアフターフォローが充実している。など)

- 補助事業の完了後 5 年間は、各年度の維持管理の実施状況について、その翌年度の 4 月中に「県民まちなみ緑化事業維持管理報告書」を提出していただきます。

緑化が完了してから、令和 9 年 3 月までの毎年 5 年間の維持管理状況について、「県民まちなみ緑化事業維持管理報告書」の提出が必要となります。

第 1 回目の報告書については、令和 4 年度の維持管理状況を令和 5 年 4 月中に提出してください。



- 補助事業の完了後 5 年間に、各年度の維持管理報告書が提出されない場合、適切な維持管理が行われていない場合、整備した緑地を無断で処分した場合等については、補助金の返還を求める場合があります。

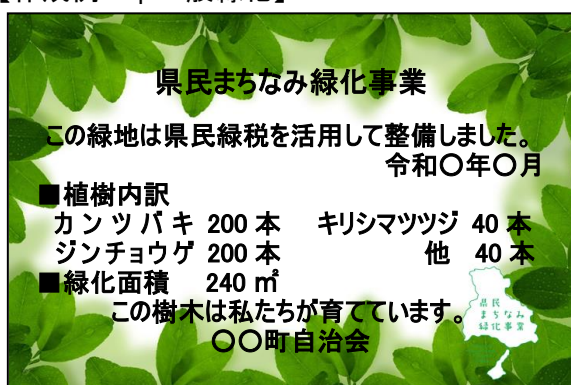
- 事業箇所の植栽・芝生化計画や維持管理方法について、「花と緑の専門家」による講習会を現地で無料で受講できます。補助を受けられる方は、原則として、補助金申請前にこの講習会を受講しなければなりません。

(詳細は、23 頁の問い合わせ先におたずねください。)

1 1 表示板の設置について

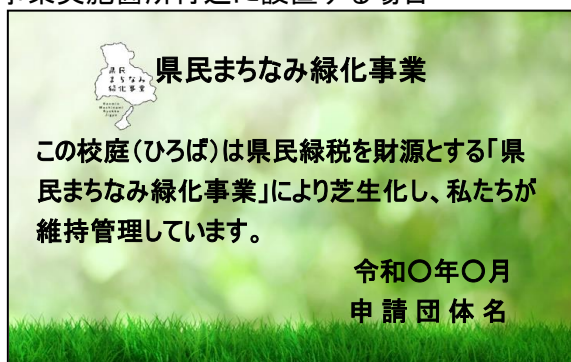
- 事業実施箇所が、県民緑税を活用して整備した箇所であることを明らかにするため、表示板を設置してください。
- 設置位置は、**事業実施箇所又はその付近で、公衆の目に付くところ**としてください。
なお、事業実施箇所又はその付近が公衆の目に付くところでない場合は、事業実施箇所が分かる内容の表示板を公衆の目に付くところに設置してください。
- 表示板の材質は任意ですが、耐久性があるものにしてください。
(事業完了後、最低でも5年間は劣化しないものとしてください。)
- 表示板は、固定式のものとし、大きさは、原則として、B4サイズ以上のものとしてください。
- 表示板の作成例は以下のとおりです。表示板への記載内容は作成例を基本とし、植栽内容に応じて付け加えても構いません。
- 背景には植栽内容に応じたイラストを付け加えるなど、通行者の目に留まる工夫を施すようにしてください。背景のデザイン例を県ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。
- 実際にデザインされた表示板を県ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

【作成例 1 | 一般緑化】

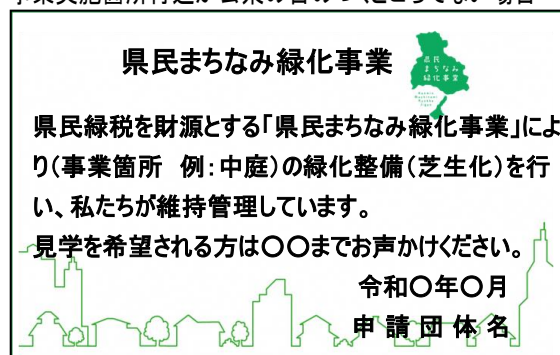


【作成例 2 | 校庭・ひろばの芝生化】

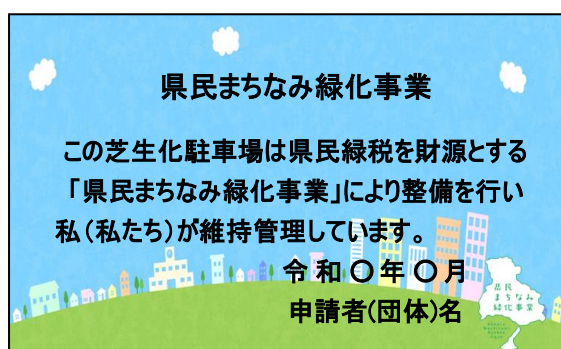
事業実施箇所付近に設置する場合



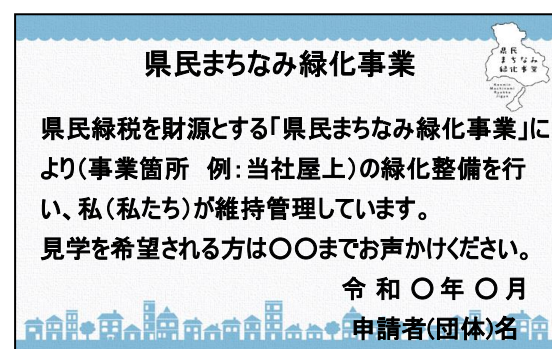
事業実施箇所付近が公衆の目のつくところでない場合



【作成例 3 | 駐車場の芝生化】



【作成例 4 | 建築物の屋上緑化】



12-1 手続の流れ【一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化】

※申請の前に協議書を提出していただき、検討委員会の審査にかけられる場合があります。 ☐ は県民のみなさんが行う行為です。
あります。その場合の手続は20頁を参照してください。

【事業計画・申請手続】

事業の問い合わせ・相談

- ・事業についての相談やお問い合わせは県民局土木事務所等へ（23頁）
- ・緑化場所が補助対象地域に該当するかのお問い合わせは、県又は市町の緑化担当課へ（23、24頁）

花と緑の専門家による講習会

- ・原則として、補助金申請前に花と緑の専門家による講習会を受講していただく必要があります。（無料）（※住民団体、芝生化実行委員会での申請の場合のみです。）
- ・県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」にご相談ください。

花と緑のまちづくりセンター、緑のパトロール隊による技術的なサポート

- ・植栽計画や申請方法に関して、県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」が相談を受け付けます。
- ・また、必要に応じて、現地確認の上、植栽計画や書類作成のアドバイスをを行います。

申請書・添付書類の作成

- ・別冊の手引を参考に必要書類を準備してください。

申請書・添付書類の提出

- ・市町の緑化担当課へご提出ください（24頁）。
- ・提出部数：原本1部、写し2部（15頁）

県民局土木事務所等による審査

- ・申請書、緑化内容、金額等について、書類審査・現地審査を行います。
- ・内容によっては、訂正や書類の差替をお願いする場合があります。

【事業採択された後の手続】

補助金の交付決定通知

- ・県より補助金の交付の決定を通知します。

事業（緑化活動）の開始

- ・苗木等の購入、緑地整備の発注等を行ってください。（※必ず交付決定後に行ってください。）

変更承認申請

- ・植栽場所の変更等、申請した事業内容に変更がある場合は、変更承認申請書を提出して下さい。

概算払請求・概算払による補助金交付

- ・住民団体で手持ち資金がないなど、補助金受領前の支払が困難な場合、概算払により補助金を受領できます（15頁）。

事業（緑化活動）完了・工事代金支払

- ・完了後、施工業者へ工事代金を支払い、その領収書の写しを実績報告の際に提出してください。

実績報告書（及び添付書類）、補助金支払請求書の提出

- ・工事完了後30日以内（最終期日は県民局土木事務所等が別途指定）に市町の緑化担当課へご提出ください（24頁）。

県民局土木事務所等による完了検査

- ・事業実施箇所の現地確認等を行います。

申請者に補助金の支払い

- ・県から申請者に補助金を振り込みます。
- ・概算払で受領した場合で、既に受領した額と確定額に過不足がある場合、精算（追給・返納）します。

緑地の維持管理 及び、維持管理報告書の提出

- ・計画的な維持管理を行い、長期的な維持に努めてください。
- ・事業完了後5年間は、「維持管理報告書」をご提出ください。

花と緑の専門家による講習会

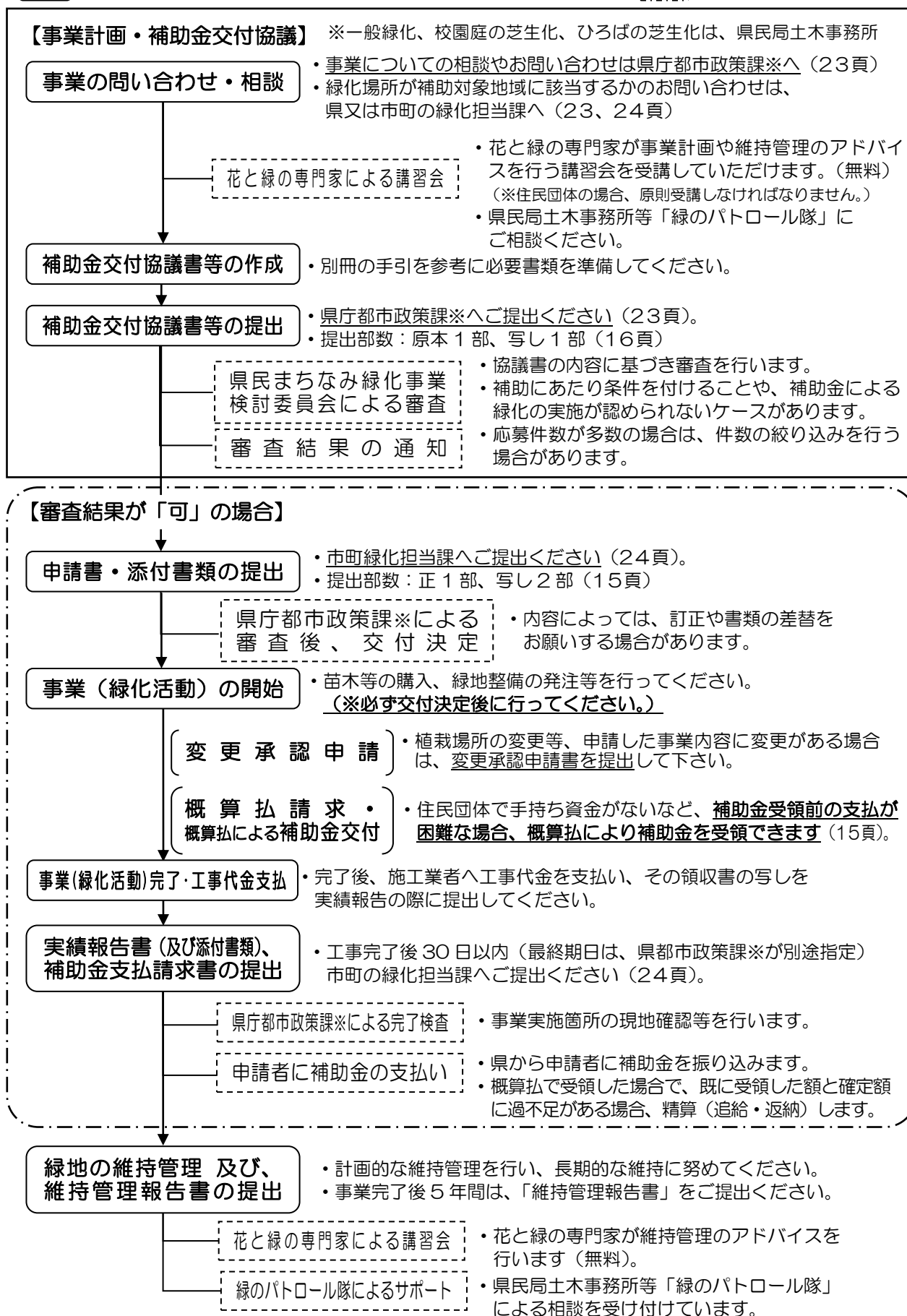
- ・花と緑の専門家が維持管理のアドバイスをを行います（無料）。

緑のパトロール隊によるサポート

- ・県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」が相談を受け付けています。

12-2 手続の流れ【駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、都心緑化】

□ は県民のみなさんが行う行為です。駐車場の芝生化・都心緑化は □□□ からの手続となります。



13 よくある質問

【質問1】既存植栽の植え替え、補植、移植について

Q 公園の花壇の樹木が枯れているので、手間のかからない花木、低木への植え替えを地域の住民団体が計画しています。このように新たな緑地を設けず、既存植栽を植え替える場合も対象となりますか？

また、対象となる場合、既存植栽の伐採費用も補助対象となりますか？

A 既存植栽の植え替えは原則として補助の対象となりませんが、樹勢が落ちたものや枯死したものの、生物多様性に悪影響を及ぼす外来種植物を植え替える場合は補助対象となり、これらにかかる伐採費用も緑地整備に必要な費用として補助対象となります。

また、新たな緑地整備に伴う既存木の移植等も対象となる場合がありますので、詳細は 23 頁のお問い合わせ先におたずねください。

【質問2】マンション敷地内の緑化について

Q 神戸市内で平成 10 年に建設されたマンションです(建築面積 2,000 ㎡)。このたび外壁改修を予定しており、これに合わせて、敷地内の枯れている植栽を植え替えし、リニューアルしたいと考えています。この植え替えは補助対象となりますか。

A 補助対象となります。

ただし、マンションであっても、法律や条例などで緑化が義務づけられているもの(市街化区域内で平成 18 年 10 月 1 日以降に着工した敷地面積 1,000 ㎡以上のマンションなど)は、原則補助対象となりませんのでご注意ください。

詳細は 23 頁のお問い合わせ先におたずねください(義務緑化の取扱いは 5 頁参照)。

【質問3】工事着工及び補助金支払の時期について

Q 苗木等の購入や施工業者による緑地整備の工事はいつから始めてよいのですか？
また、補助金はいつの時点で支払われますか？

A 補助金申請後、書類審査・現地審査などを行った上で、県が補助金の交付決定を行います。

この交付決定があった後、事業に着手(苗木等の購入や施工業者による工事)できます(交付決定前は着工できません。)

また、補助金は、「緑地整備完了→申請者が施工業者へ工事代金支払→県に実績報告書提出→完了検査」の手続がすべて完了した後、交付することを原則とします。

しかし、住民団体で手持ち資金がないなどの理由で、補助金受領前に施工業者へ工事代金を支払うことができない場合、概算払により先に補助金を交付することもできます。

詳細は 23 頁のお問い合わせ先におたずねください(概算払については 15 頁参照)。

【質問4】緑地内に設ける維持管理用の階段について

Q 県民まちなみ緑化事業で、法面などの傾斜地に樹木を植栽する予定です。傾斜地のため、維持管理作業などで通行する階段を設置したいのですが、補助対象となりますか？

A 当該階段が緑地の適切な維持管理のために必要と認められるものであれば、補助対象となります。詳細は 23 頁のお問い合わせ先におたずねください。

【質問５】補助対象とならない経費について

Q 県民まちなみ緑化事業で補助対象とならない経費は何がありますか？

A 以下の経費は補助対象となりません。

- 草花(一年草)の種や苗の購入費
(ツツジ、バラ、アジサイなどの花木や部分的に植栽する多年草は補助対象となります。)
- フェンス、物置、東屋など緑地整備に直接的に必要なではない固定的な設備及びその設置に要する費用
 〔 例)・フェンス、ブロック壁、噴水、等の設置費
 ・緑化用具庫等の制作・設置費 等 〕

※ ただし、水道設備に要する経費(水道管敷設費や水道メーター、散水栓、井戸、ポンプの設置費等)は、緑地整備に必要であると認められる場合、補助対象となります。

- 維持管理で使用する肥料や電気・水道代、灌水・除草・剪定に係る経費、維持管理作業の業者への委託費、団体の活動費 等

【質問６】複数の緑化メニューの同時実施について

Q 同じ敷地内で、植樹と芝生化のどちらも行いたいと考えています。
この場合、一般緑化と芝生化(校園庭・ひろば)の両方のメニューの補助を用いることはできますか？

A 同じ敷地内で複数のメニューを併用した緑化も補助対象となります。

例) 公園又は学校等で植樹と芝生化を同時に行う場合

駐車場で植樹と芝生化を同時に行う場合

工場で敷地の植樹と屋上緑化を同時に行う場合 など

補助限度額や手続等の詳細は、23 頁のお問い合わせ先におたずねください。

【質問７】維持管理について

Q 県民まちなみ緑化事業の補助を受けて整備した緑地内の樹木が 1 本枯れてしまいました。
このような場合、補助金返還の対象となりますか？

A 適切な維持管理を行っていたにもかかわらず樹木が数本枯れてしまったような場合、補助金返還の対象とはなりません。枯損分を補植するなどし、良好な緑地が長期的に保たれるよう管理に努めてください。

なお、維持管理について、現地で花と緑の専門家による講習会(アドバイス)を無料で受けることができます。補助を受けられる方は、原則として、この講習会を受講しなければなりません。

(6 頁参照)

【質問８】県民まちなみ緑化事業以外の花・緑関係の支援について

Q 県民まちなみ緑化事業で植栽した樹木のまわりに一年草の草花も植えたいと考えています。
県民まちなみ緑化事業では一年草は補助対象外と聞きましたが、ほかに花苗を配布してもらえるような制度はないですか？

A 県民局土木事務所等では、道路沿線や河川敷、公園の花壇等で樹木・草花を管理している住民団体に対し、花苗や肥料等の提供を行う緑化資材の提供事業を行っています(25 頁参照)。募集時期や配布できる花苗の種類は、23 頁のお問い合わせ先におたずねください。

14 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

【一般緑化、校庭の芝生化、ひろばの芝生化】

実施箇所	問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市	県土整備部まちづくり局 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区 下山手通 5-10-1	078(362)3564
尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	阪神北県民局 宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665-8567	宝塚市旭町 2-4-15	0797(83)3191
明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	東播磨県民局 加古川土木事務所 まちづくり建築課	675-8566	加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	079(421)9402
西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町	北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	673-1431	加東市社字西柿 1075-2	0795(42)9407
姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	中播磨県民センター 姫路土木事務所 まちづくり建築第1課	670-0947	姫路市北条 1-98	079(281)9313
豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課	668-0025	豊岡市幸町 7-11	0796(26)3757
丹波篠山市 丹波市	丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	669-3309	丹波市柏原町 柏原 688	0795(73)3863
洲本市 南あわじ市 淡路市	淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	656-0021	洲本市塩屋 2-4-5	0799(26)3247

【駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、都心緑化】

実施箇所	問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
全 市 町	県土整備部まちづくり局 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区 下山手通 5-10-1	078(362)3563

(2) 市町の緑化担当課

所 管	市 町 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電話番号
本 庁	神戸市公園部計画課	651-0084	神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5F	078(595)6462
阪 神 北 県 民 局	尼崎市上坂部西公園 緑の相談所	661-0011	尼崎市東塚口町 2-2-1	06(6426)4022
	西宮市花と緑の課	662-8567	西宮市六湛寺町 10-3	0798(35)3682
	芦屋市街路樹課	659-8501	芦屋市精道町 7-6	0797(38)2470
	伊丹市みどり自然課	664-8503	伊丹市千僧 1-1	072(780)3521
	宝塚市公園河川課	665-8665	宝塚市東洋町 1-1	0797(77)2021
	川西市公園緑地課	666-8501	川西市中央町 12-1	072(740)1185
	三田市公園みどり課	669-1595	三田市三輪 2-1-1	079(559)5110
	猪名川町都市政策課	666-0292	猪名川町上野字北畑 11-1	072(766)8704
東 播 磨 県 民 局	明石市緑化公園課花と緑の学習園	673-0005	明石市小久保 1 丁目 10-3	078(924)6111
	加古川市公園緑地課	675-8501	加古川市加古川町北在家 2000	079(427)9271
	高砂市都市政策課	676-8501	高砂市荒井町千鳥 1-1-1	079(443)9033
	稲美町都市計画課	675-1115	稲美町国岡 1-1	079(492)9143
	播磨町土木グループ	675-0182	播磨町東本荘 1-5-30	079(435)2365
北 播 磨 県 民 局	西脇市都市計画課	677-8511	西脇市郷瀬町 605(～R3.5.5) 西脇市下戸田 128-1(R3.5.6～)	0795(22)3111
	三木市都市政策課	673-0492	三木市上の丸町 10-30	0794(82)2000
	小野市まちづくり課	675-1380	小野市中島町 531	0794(63)1000
	加西市都市計画課	675-2395	加西市北条町横尾 1000	0790(42)8753
	加東市都市政策課	673-1493	加東市社 50	0795(43)0510
	多可町建設課	679-1192	多可町中区中村町 123	0795(30)0855
中 播 磨 県 民 セ ン タ ー	姫路市公園緑地課	670-8501	姫路市安田 4-1	079(221)2412
	相生市都市整備課	678-8585	相生市旭 1-1-3	0791(23)7135
	たつの市都市計画課	679-4192	たつの市龍野町富永 1005-1	0791(64)3164
	赤穂市都市計画課	678-0292	赤穂市加里屋 81	0791(43)6827
	宍粟市住宅土地政策課	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬 133-6	0790(63)3106
	神河町ひと・まち・みらい課	679-3116	神河町寺前 64	0790(34)0002
	市川町企画政策課	679-2392	市川町西川辺 165-3	0790(26)1010
	福崎町まちづくり課	679-2280	福崎町南田原 3116-1	0790(22)0560
	太子町まちづくり課	671-1592	太子町鵜 280-1	079(277)5992
	上郡町建設課	678-1292	上郡町大持 278	0791(52)1117
	佐用町農林振興課	679-5380	佐用町佐用 2611-1	0790(82)0667
但 馬 県 民 局	豊岡市都市整備課	668-8666	豊岡市中央町 2-4	0796(23)1712
	養父市環境推進課	667-0198	養父市広谷 250-1	079(664)2033
	朝来市都市開発課	669-5292	朝来市和田山町東谷 213-1	079(672)6127
	香美町建設課	669-6592	香美町香住区香住 870-1	0796(36)1961
	新温泉町建設課	669-6792	新温泉町浜坂 2673-1	0796(82)3115
丹 波 県 民 局	丹波篠山市地域計画課	669-2397	丹波篠山市北新町 41	079(552)1118
	丹波市都市住宅課	669-4192	丹波市春日町黒井 811	0795(74)2364
淡 路 県 民 局	洲本市生活環境課	656-8686	洲本市本町 3-4-10	0799(24)7607
	南あわじ市環境課	656-0492	南あわじ市市善光寺 22-1	0799(43)5214
	淡路市生活環境課	656-2292	淡路市生穂新島 8	0799(64)2523



良好な維持管理のために

県民まちなみ緑化事業で緑化した箇所を、長期にわたって適正に維持管理していただくために、兵庫県は(公財)兵庫県園芸・公園協会と連携して、次のような事業を行っています。

◇専門家による講習会を開催します

(公財)兵庫県園芸・公園協会に設置した「花と緑の専門家バンク」の専門家が、講習会でみなさまに植栽計画や維持管理方法のアドバイスをを行います。

◇緑のパトロール隊による相談の受付

県民まちなみ緑化事業で緑化した箇所に関して、本庁、県民局土木事務所等に配置されている「緑のパトロール隊」による相談、アドバイスをを行います。

◇維持管理ガイドブックの配布

県民まちなみ緑化事業の申請者等に、維持管理方法を具体的にわかりやすく説明した「維持管理ガイドブック」を配布します。

○申込・相談・問い合わせ先 : お住まいの地域の県民局土木事務所等(23 頁参照)の
(ガイドブックの配布) 「緑のパトロール隊」などにご相談ください。

◇花と緑の園芸相談について

(公財)兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンターでは、病虫害防除をはじめ、花と緑に関するさまざまな疑問や相談にお答えしています。お気軽にご利用ください。

○相談日時 : 午前 10 時から午後 4 時(毎週火曜日及び年末年始を除く。)

○相談方法 : 次のいずれかの方法でご相談ください。

・窓 口 : 花と緑のまちづくりセンターにお越しください。

明石市明石公園 1 番 27 号

・電 話 : 078-918-2405

・F A X : 078-919-5186



花苗などの配布もあります(緑化資材の提供事業)

緑化資材の提供を希望する緑化活動グループ(自治会、婦人会、老人会等)に、花苗、苗木、肥料、土等を提供します。

○対 象 団 体 : 道路沿道や公共的空間で活動する緑化活動グループ

○提 供 期 間 : 3 年

○問い合わせ先 : 募集期間、配布時期等が限られています。

詳細は、お住まいの地域の県民局土木事務所等(23 頁参照)の
「緑のパトロール隊」などにご相談ください。

